

## 厚生労働大臣外添要一様

長年、原因不明の耳鳴りに悩まされている者です。

はっきりした診断がつかず、何度も病院を変えてみたものの状況は変わりませんでした。

処方される薬を使用すると症状は押さえられるものの、強い眠気などを伴うなど常時使用するわけにはいきませんでした。

耳鳴りに良いと言われる漢方薬、民間療法など色々試してみましたが、はかばかしい結果は得られませんでした。

5年くらい前にインターネットで大阪の薬局のオーダーメイド漢方薬というのを見つけました。

地元の■■■■にも同じような薬局があり利用したことはありましたが効果はなく、この時も駄目で元々と思い、大阪の薬局のカウンセリングを受けて購入しました。

その薬が私の体質に合ったのか、病院で処方される薬の様に眠気などの副作用もなく、症状が軽くなるので使用を続けています。

もちろん病氣自体が直るわけではないものの、症状が軽くなり日常生活になくはならない薬です。

今回の医薬品通信販売規制は、一番の当事者である利用者の意見が全く反映されずに行われようとしていて、非序に腹立たしく思っています。

対面販売でない安全な販売ができないという事が現状を見る限り理解できません。

薬品名を指定して購入すれば説明を受ける事はまずありません。

また大手の薬局では、殺菌消毒薬の逆性石けんと薬用ハンドソープの区別すらできないレベルの店員が販売しているのを何度も見えています。

私の利用している薬局では、購入しようとするとその薬の説明画面が開き、薬によれば問診票のフォームを記入しないと購入手続きができず、問診票の内容により購入ができなくなります。

逆に直接顔を合わせないだけに、婦人科の薬や妊娠判定薬、痔の薬など詳しい説明を受けられるケースもあると思えます。

また、メール、ファックス、電話などで質問やアドバイスを受けることもできます。

このような事例を見る限り、どのような根拠で対面販売でならないといけないか理解に苦しみます。

私は以前、処方薬でショック状態になり呼吸困難を起こした事があります。

市販薬といえども人体に作用するだけに同様の事が起きる可能性はあると思えます。

副作用が起きたら、薬局でできることは至急医師の診察を受けるようにアドバイスする位しかありません。

予防するには事前の説明が重要ですが、インターネット上の薬局が実際の店舗での説明と比べて勝るとも劣るとは思いません。

通信販売に変わる方法としての案を読みましたが、利用者の立場から見ると机上の空論、ナンセンスとしかいいようがありません。

障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法

(方法の1)

○ 配置販売業者を通じて、必要な医薬品を居宅に配置する。

配置販売業者の場合、訪問先の居宅で、専門家が対面で情報提供することになる。

(方法の2)

○ 使用する者から依頼を受けた家族、親戚などが薬局・店舗を訪れて、使用する者の状態を伝え、専門家から対面で情報提供を受けて医薬品を

購入する。この場合、購入を依頼された家族などが使用する者に医薬品を渡しながら情報提供の内容を伝えることになる。

(方法の3)

○ 介護事業者などが、障害者や高齢者などの通院や買い物を介助する中で、薬局・店舗に来て、使用する者が専門家から対面で情報提供を受けて、医薬品を購入する。

私の実家では今でも配置薬を利用しておりそのシステムは知っています。

配置薬の業者が配置できる薬品は限定されていて、利用者が希望する薬品を配置することは絶対に不可能です。

また家族や親戚などに簡単に頼める状況にあればすでにそうしているはずで。

購入したい医薬品が近くの薬局・店舗で販売していない場合の供給方法

○ 使用する者が近くの薬局・店舗に注文して、その薬局・店舗が製造業者や製造販売業者から取り寄せて、使用する者が薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入する。

私の経験からすると、その薬局で扱っていない薬品を求めると、当店では扱っていないと言われ断られるのが普通だと思います。

普段扱っていない薬品を小口で発注する手間やコストを考えると採算が合うとは思えません。

そこまでして扱ってくれるか不明です。

私が経営者なら断ります。

個人的なことになりますが、この規制が予定通り実施されると非常に困ります。

色々考えた結果、知り合いの買い物代行サービス業者に大阪の同業者を紹介してもらい、代行で購入できるか問い合わせたところ可能との返答をもらいました。

全く関係のない人の手を通して購入することに抵抗はありますが、現状ではそうするより方法が思いつきません。

規制が実施されたら大阪の代行業者に依頼することになると思います。

知り合いの代行業者の話だと、すでに同様の問い合わせは有り、新たなビジネスチャンスと期待していると言っていました。

今回の規制により、説明や情報提供や質問に答えることのできる業者を排除し、医薬品に素人の業者が医薬品の流通に介在しかねない状況を生み出すことになりかねません。

代行サービスも規制すれば良いと思われるかもしれませんが、顧客の注文により代行購入するという形態を考えると、合法的に流通している品物を扱う限りどのようなものが扱われているか補足は不可能で、実効性のある規制はできないと思います。

代行サービスは資金がなくても開業できるためサラリーマンがサイドビジネスとして始めるケースも有るように聞いています。

このような状況を考えると、きちんとしたルールを策定したうえでそのルールに従える通償売買する業者のみを認めるのが現実的だと思います。

[Redacted]

[Redacted]

「科 添 厚生労働省大臣」及び「医薬品新販売制度の円滑施行に  
関する検討会」委員 様

私は [ ] より [ ] 救われた [ ] に住んでおります

ですから 気軽に [ ] に 行ける 環境 ではありません

薬局は [ ] に 1店 ありますが [ ] には ありません

また 土産物 上の 併用 店舗 がないので 品数は 多くは ありませんので  
自分が 欲しい 薬が 手に入るとは 限りません

もちろん 定価 販売 です

配達 薬 販売 業者 の 方が [ ] より [ ] が いた

販売 に 来ると する ので しょうか

たとえ 来ると したとしても 高い 物と なってしまう のではない でしょうか  
物価 の 高い 離島 に 暮らして いると、 少しでも 安く 手に入る  
ネット 販売 は 無くて は ならない 物 です

そして 小まな島 では、 アイバナー の 問題 が あります  
人には 知られ たくない 病気 という のも あります と思います

これも 小まな島 では 買っている 現場 を 知り合い に 見られて  
噂に なってしまう という 事も、 避けられない 現実 です

ネットで 購入 する のは、 とても ありがたい 事 です

何か 危険 の 恐ろしい 薬 まで、 ネット で 買おう と 言う のでは なく  
常備 薬 が 欲しい のです

どうか、 この 理解 いたたければ と思います

舩添厚生労働省大臣及び  
「医薬品新販売制度の円滑施行に関  
する検討会」委員 さんへ

私は [ ] の離島に住んでいます。  
町には薬局が2軒あります。しかし、人口もさほど  
多くないこの町では、都会のドラッグストアのように  
種類は決して多いとは言えません。

俗にい薬が有っても常備されている訳ではないの  
です。

しかも町の人がほとんど知り合いというこの島  
では、特に独身の時に困るのが「妊娠判定  
薬」などです。結婚していても「出来たのか？」  
とか「買って行った」などと言われます。

NO.1

匿名性の低いこのような町で  
薬でも 特定の物を買う時はよほど  
なのです。

病院でも 医師・看護師で知らない人は、  
居ないので、「痔」や「妊娠」とかあまり知られた  
くない時は [ ] の病院を受診したりするほどです。

島から出るといふ事は、たとえ隣町であ、ても日帰りは  
冬期間になると不可能です。夏期間でも [ ] まで  
行くのは最低1泊2日となります。

家庭用常備薬についても 限度が有る上に  
こちらは何でも有る訳ではありません。

うちの家庭のように共働きの、しかも子供  
が6ヶ月と5才のように居る家庭では

NO.2

る供の薬も年齢に  
合ったものが必要ですし、大人の薬  
でもそれぞれ別な物が必要です。

家庭用の薬の販売員が回る時間には  
家には誰も居ません。しかも割高です。

私も都会の薬局に何度か行って買ったことが有  
りますが、説明を受けたことが1度も有りません。

こちらから聞いたら答えてくれるくらいです。

規制は劇薬・麻薬に近いののみでいいと思います。  
ネットで買うのが、自由に色々見ること出来る  
上、無ければ他で検索し買うことが出来た。

時間の制限も有りません。

NO.3

ゆくり、じっくり見て買う事が  
可能で、効用・服用注意も見るこ  
とができます。

しかも店頭販売と違うメリットは顧客管理  
が出来ます。いつ、どの誰が何を買ったかは  
ドラッグストアでは把握できませんよね？しかも買った薬  
の処方せん入ってますし、店頭だとOKでネットの方  
などはダメという意味が私には理解できません。

使用する者の家族・親戚が「情報提供を受けて  
購入する」というのは、そういう人が居る人もいねば  
いけない、出来ない方も居る筈です。

今回規制する薬の種類があまりにも多すぎ  
るように思えて仕方無いです。

NO.4

こちらの様に離島であれば  
尚更 不便な生活が 不便になるの  
です。

せっかくインターネットの普及により、このような  
島に居て、服でも食品でも薬でも自由に買  
うことができるようになりました。

それでも今 現在でも「一部 離島不可」という  
物も有り、都会の方と平等では無いのです。

店頭販売で買う時・買える時はそうです。  
しかしながら 島外に出る機会というのは  
そう多くはありません。子供も小さいので  
尚更です。

薬を使うのはいくら説明を  
受けたとしても

No.5

overdose〈オーバードーズ〉の方など  
も居るのが 現実です。あくまで自己責任  
が大きいと思います。

いくら説明を受けても 守らない人も居るのが  
残念ですが、そのような一部の例で大多数の  
「不便」を感じる人の意見をないがしろにするの  
はいかがかだと思います。

「離島料金」という高い送料を払ってでも買う  
現実が有ることも忘れないうほいです。

時間もなく、種類もなく、匿名性の低い  
地域でこのような法改正は本当に不便  
以外の何ものもないのです。



井添厚生労働大臣 殿

「医薬品新制度の円滑施行に関する検討会」委員 殿

私は、8年前に本土より嫁ぎ、離島にて民宿経営をしている一才児の母親です。

仕事や育児をしながら、金銭的にも、なかなか出島することが出来ず、インターネットを利用して子供の日用品（オムツ・ミルク等）と一緒に常備薬（風邪・便秘・鎮痛・胃・キス薬等）を購入しています。送料無料になる場合が多く、低価格にはソレ、他のお母さん達にも利用者は多いようです。

島内の薬局は、人口が少しい為、本土より品揃えが薄く、多売が出ないことも、高額で購入

者に選択は出来ず、女性として取扱いし、薬料  
プランバシーの保てないまま購入しなければならぬ  
状況です。

インターネットでの購入が出来なくなつた場合、  
本庄に頼める人がいない私は、子供に長時間移動の  
無理させ、高い交通費・宿泊費をかけた薬を  
買いたためせざるを得ません。(配置販売業者で  
は私が20才だから服用している薬を服用できな  
くなります。)

常備薬は、家族の誰が何時使用するかわかりず  
予防や急な痛み等への対処の為に用意してあるもの  
で、使用者が情報提供を受け購入し、その日のうちに  
に服用・消費するものだけではないと思います。

情報の交換はインターネットや電話では不可能なので  
しょうか？説明書は何の為に読んでいるのでしょうか？



身勝手な意見を述べましたが、医薬品の  
通販禁止が決まった場合、私の生活に無理や  
我慢が増えることになるので、今から不安です。  
諸事情で薬局に向けない方は他にもいらっしゃる  
と思います。  
私のようは困る人間がいる事を知っていたら  
こそ、再度検討していただけることを、べから  
お願い申し上げます。

平成21年3月29日

# 意見書

平成二十一年三月二十七日

木村添厚王爺勳大臣及び「医薬品新販売制度」の円滑施行に関する検討会、本員会様



二十一年三月二十六日付の意見書求むに於て「医薬品ネット販売継続」を希望す。

消費者に於て下記のとおり意見を提出しす。

## 記

ネット規制の結果、医薬品の店頭購入が困難（な）らざらば、実際の消費者の声を了らんと聞かざれば、何がどうに困るかにして議論すべき点で、ネット販売替代派反対派一同意見が一致した点に於て、対策に何がどうに具体的に困るかをいって対面販売では薬剤師による薬物の理解がなされた上で、命の安全に医薬品を販売するにしようとする点で、例えど医師による投薬と適い治療方法が異なること、対面販売をいふと、人それぞれ副作用が異なること、不可能だと思ふ可。医薬品は、実際服薬における合が合ふかの判断するに於て、この点ではネット販売と対面販売も同じです、と思ふ可。

ネット販売の優れている点（は）医薬品の全一覽が見れ、頭痛薬で検索すれば該当件数が出て商品説明も素人に判断出来る内容であり、販売に於ては注意すべき問診があり、その項目に於て「この薬の使用法はどうかお尋ね下さい」とコメントが表示され、薬剤師に電話で相談出来るも出来る。人の声と言うのは、専門的知識が及ばず、その人の健康状態も把握するに於て、十分に対応は思ふ可。現在の対面販売に於ては、先んじて、医薬品の販売は可能かどうか。同故、薬剤師の方々は「ネット販売を拒むのか」というか、障害者、高齢者、妊婦、育児中の方、訪問先、居宅に専門家が対面して情報を提供することが、今の時代、おそれず、振込に詐欺や宅配業者様への詐欺に於て訪問者に対する警戒心が強く、新たな薬剤師詐欺の出現が予想される中、安全かつ信用のかけは対面販売は可能かどうか、私は今ほどおそれ、ネットでの医薬品販売を是非継続して頂きたいと思ふ可。



「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員 殿

拝啓

今回、インターネット等による医薬品の通信販売禁止に断固反対の意志をもつ者として、理由ならびに意見を述べたいと思います。

まず、なんといっても由由しき事態に直面している漢方薬局などの相談薬局が存続の危機にあることです。全国で千件以上あるといわれる相談薬局、特に漢方薬の相談薬局にとって「郵便その他の方法による販売」により、対面以外の医薬品販売を行っている薬剤師の方々が長い年月にわたって患者さんたちとの間に築いてこられた信頼関係は尊いものであり、患者さんお一人、お一人のために誠心誠意、薬を処方されかつ、丁寧な説明をすることで、どれ程計り知れない数多くの患者さんたちが助けられ、健康を維持していくことが出来ているのかを何故、真剣に理解しようという気持ちがおこらないのでしょうか。

「対面販売」以外でしか薬を手に入れることが不可能である数多くの患者さんたち、あるいは、大変不便な地域におられる患者さんたちは、もし、この省令が施行されたならば、どのようにして健康を維持していけばよいのでしょうか。

問題はまたこれだけではありません。高齢者のみならず、あらゆる年齢の人たちが、健康を維持していくうえで、もし仮に、「対面販売」だけという規制のうえで生活をする事になれば、現在の多様化した社会で24時間いかなる場合であってもインターネット等の方法で薬を購入することにより健康維持を保つことが出来ている

であろう数多くの人たちにとっても、限られた時間に薬を購入するために時間を捻出することを強いられることとなります。

私は、楽天市場を利用させて頂いておりますが、今回の「一般用医薬品の67%を占める1類及び2類医薬品の通信販売禁止」による継続を求める署名総数が、2009年3月26日現在でなんと約102万7千件にも達しております。決して軽視することなど出来るはずもないほどの数ではないでしょうか。

血の通った人間であるならば、この署名総数を無視して国民に規制を強いることなど出来るはずがありません。どうか、「対面販売」に固執した考え方をもう一度見直して、是非ともご検討いただきますよう、心からお願い申し上げます。もっと時間をかけて慎重に決定がなされるべきではないでしょうか。今回、私達の切実な願いをご理解していただくことを信じておりますと同時に、事態が良い方向に進んでいくことを祈念いたします。

敬具



医薬品取扱商品数の比較

通販会社A社：3,995

通販会社B社：1,418

配置事業者C社：52

(注) 改正薬事法施行前の現状での数字の比較。配置事業者も改正薬事法施行後は配置従事者が登録販売者の試験に合格すれば、品目を拡大させることは可能。

通販会社A社		通販会社B社		配置事業者C社	
カテゴリー	商品数	カテゴリー	商品数	カテゴリー	商品数
医薬品全体	3995	医薬品全体	1418	医薬品全体	52
風邪薬	560	風邪薬	13	かぜ薬(非ピリン系)	9
胃腸薬	312	胃腸薬	148	胃腸薬	9
下痢止め	65				
痛み止め	128			解熱鎮痛剤	3
肩こり・腰痛・筋肉痛	430	肩こり・腰痛・筋肉痛	123		
殺菌・消毒	92	殺菌・消毒	22	外用薬	13
乗り物酔い止め	24				
目の薬	192	目の薬	120	目薬	4
口中薬	167	口中薬	47		
皮膚の薬	603	皮膚の薬	144		
検査薬	12	妊娠検査薬	12		
ビタミン剤	295	ビタミン剤	147	ビタミン剤	6
カルシウム剤	32				
ドリンク剤	215			ドリンク剤	7
滋養強壮剤	127				
眠気ざまし	9	不眠・眠気	24		
催眠鎮静剤	43				
水虫の薬	90				
痔の薬	96				
便秘薬・浣腸	250	便秘薬・浣腸・痔	149		
尿のトラブル	86	尿のトラブル	12		
婦人薬	113	婦人薬	30		

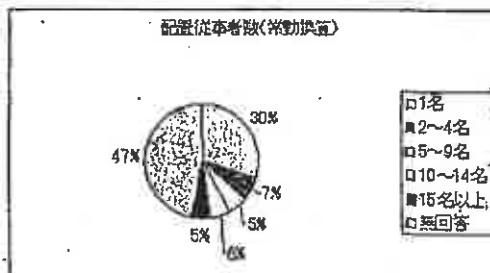
抜け毛・フケ等	9			
鼻炎薬	67			
小児用・乳児用	89			
漢方薬	604	漢方薬	228	
殺虫剤	68	ぎょう虫駆除剤	1	
日本薬局方	165			
		うがい薬	6	
		ホルモン剤	3	生薬製剤 1
		ストレス	21	
		手足のしびれ	17	
		むくみ	29	
		耳鳴り	5	
		育毛剤	12	
		動悸・息切れ	15	
		禁煙補助剤	11	
		肝臓疾患	1	
		糖尿病	2	
		高コレステロール	12	
その他	124	その他	59	

# 配置販売業の実態①



- 施設数は、長期下落傾向。
- 医薬品販売に関わる薬剤師数は増加する一方で、配置従事者も長期下落傾向。
- 1施設当たり配置従事者数は平均で約2人しかいない。厚生労働省のアンケート調査では、常勤が1人のみというところが3割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(A)施設数	11,075	10,729	10,247	10,137	9,922
(B)配置従事者数	25,849	25,690	25,368	24,390	21,528
(C)1施設当たり配置従事者数 (= (B)/(A))	2.3	2.4	2.5	2.4	2.2
(参考) 医薬品販売に関わる薬剤師数	—	131,738	—	140,539	—



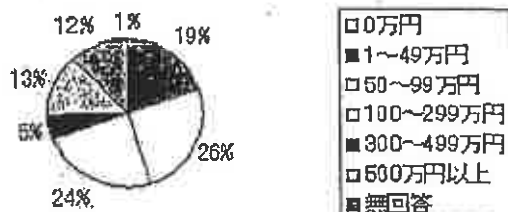
(出典:許可施設数と配置従事者数は、厚生労働省「衛生行政報告例」。医薬品販売に関わる薬剤師数は、厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(2年に1回)の薬局従事者と医薬品販売業従事者の合計)

(出典)第10回厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会に厚生労働省が提出した資料5-2。平成17年1月から2月にかけて厚生労働省が実施したアンケート調査。配置販売業については、131社から回答。

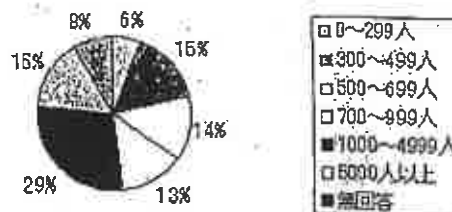
# 配置販売業の実態②(厚生労働省調査)



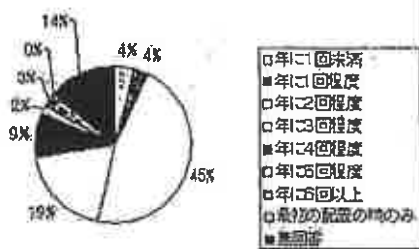
一月あたり配置販売品目売上高



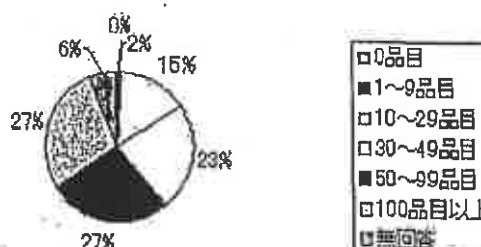
顧客数(配置先の家庭の数)



平均処方回数



取り扱い品目数(配置販売品目)



(出典:第10回厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会に厚生労働省が提出した資料5-2。平成17年1月から2月にかけて厚生労働省が実施したアンケート調査。配置販売業については、131社から回答。)